

「権利のための日本語」という概念の試論

—多文化共生社会における権利保持・アサーション・法的保護へのアクセス—

暫定試論 Ver.0.1

著者	齋藤正和
所属	インターナショナル行政書士事務所
公開日	2026年6月15日
注記	本稿は、日本語教育・外国人支援・多文化共生に関する問題提起として、暫定的に整理した試論である。

目次

要旨

キーワード

- はじめに
- 問題の所在——生活のための日本語から権利のための日本語へ
- 権利は自然に守られるものではない
- 「権利のための日本語」の暫定的定義
- 「権利主張」をどう位置づけるか
- アサーションとの関係
- language access と access to justice との関係
- 法学の専門日本語教育との違い
- 日本語教育における位置づけ
- 教育実践への展開可能性
- 教育実践上の留意点
- 今後の課題
- おわりに

注

生成 AI 利用について

利用条件

引用・参照資料

関連資料

要旨

本稿は、多文化共生社会における日本語教育の新たな視点として、「権利のための日本語」という概念を暫定的に提示するものである。

日本語教育では、従来、「進学のための日本語」「就職のための日本語」「生活のための日本語」など、学習者の目的や生活場面に即した教育が重視されてきた。これらは今後も重要である。しかし、外国人が日本社会で生活し、学び、働く中では、たんに情報を受け取り、日常的なやり取りを行うだけでは十分でない場面がある。契約、労働条件、住居、医療、学校生活、在留手続、差別、ハラスメントなど、自他の権利義務が問題となる場面において、必要な情報を理解し、相手に確認し、自分の状況を説明し、必要な場合には自分の権利を適切に主張し、対話だけでは解決できない場合には専門的支援や法的保護につながるための日本語が必要となる。

さらに、権利を保持するためには、その場で不用意に同意・署名・回答をしないための保留・退避の方略や、後日の相談・支援につなげるための記録化の力も重要である。したがって、「権利のための日本語」は、話す力だけでなく、情報を読み取る力、事実を整理する力、母語または日本語で記録する力、安全に相談先へつながる力を含むものとして構想される。

権利は、制度上存在しているだけで当然に守られるものではない。イェーリング『権利のための闘争』（Der Kampf um's Recht）が、権利の保持・実現には主体的な行為が必要であることを論じたように、権利は、それを知り、確認し、必要に応じて主張し、保持しようとする行為を通じて現実化される。しかし、日本語能力や制度理解が十分でない外国人は、その行為を行うための言語的手段を十分に持たない状態に置かれやすい。

本稿では、「権利のための日本語」を、外国人学習者が日本社会で生活し、学び、働く中で、自他の権利義務を理解し、自他を尊重しながら必要な確認・相談・対話を行い、必要な場合には自分の権利を適切に主張し、対話だけでは解決できない場合には法的保護や専門的支援につながるための日本語として定義する。

また、本稿では、この概念を、イェーリング『権利のための闘争』、アサーション、language access、access to justice、法学の専門日本語教育との違い、日本語教育の参照枠、認定日本語教育機関制度との関係において位置づける。そのうえで、「権利のための日本語」は、外国人に対して自己責任として権利主張を求めるものではなく、学習者が自他を尊重しながら必要な確認・相談・対話を行い、必要な場合には専門的支援や法的保護につながるための日本語であることを論じる。

キーワード

権利のための日本語／日本語教育／多文化共生／イェーリング／権利のための闘争／アサーション／権利保持／正当な権利主張／法学の専門日本語教育／保留・退避の方略／記録化／language access／access to justice／認定日本語教育機関／生活 Can do

1 はじめに

日本語教育は、外国人が日本社会で学び、働き、生活していくうえで重要な役割を担っている。

これまで日本語教育の現場では、「進学のための日本語」「就職のための日本語」「生活のための日本語」など、学習者の目的や生活場面に応じた日本語教育が発展してきた。近年では、「日本語教育の参照枠」や「生活 Can do」など、学習者が実際の社会生活の中で何ができるようになるかを重視する枠組みも整備されている。

これらの流れは極めて重要である。日本語教育は、もはやたんに文法や語彙を教えることにとどまらず、学習者が社会の中で具体的な行為を遂行するための教育として位置づけられている。

しかし、外国人が日本社会で生活し、学び、働く中では、たんに日常会話ができる、手続きができる、職場で指示を理解できるというだけでは十分でない場面がある。

契約書の内容を理解できない。給与明細の控除の意味が分からない。学校や職場で納得できない扱いを受けても、理由を確認できない。住居の契約で不利な条件を受け入れてしまう。医療機関で説明を十分に理解できないまま同意書に署名してしまう。ハラスメントや差別的な言動を受けても、どこに相談すればよいか分からない。

このような場面では、日本語能力の不足はたんに「不便」ととどまらない。権利侵害や不利益の受忍につながる可能性がある。

そこで本稿では、日本語教育の新たな視点として、「権利のための日本語」という概念を暫定的に提示する。

本稿では、このような日本語を「権利のための日本語」と呼び、外国人学習者が日本社会で自他の権利義務を理解し、必要な確認・相談・記録・支援接続を行うための日本語として位置づける。

本稿の目的は、この概念を完成された理論として提示することではない。むしろ、日本語教育、外国人支援、法的保護へのアクセス、多文化共生の交差点にある問題を整理し、今後の教育実践と研究のための暫定的な土台を示すことにある。

なお、本稿は、外国人学習者だけに変化や努力を求めるものではない。学習者が自他の権利義務を理解し、確認し、相談し、必要な支援につながるためには、教育機関、職場、行政窓口、医療機関、地域社会など、受け入れ側の説明のあり方や相談しやすい環境整備も不可欠である。この点は、後述する教育実践上の留意点および今後の課題とも関係する。

2 問題の所在——生活のための日本語から権利のための日本語へ

日本に在留する外国人は増加している。

出入国在留管理庁によれば、令和7年末の在留外国人数は412万5,395人となり、過去最高を更新するとともに、初めて400万人を超えた。

また、厚生労働省によれば、令和7年10月末時点の外国人労働者数は257万1,037人であり、外国人雇用状況の届出が義務化された平成19年以降、過去最多となっている。

また、出入国在留管理庁の在留外国人に対する基礎調査では、差別を受けた場面として、「家を探すとき」「仕事をしているとき」「仕事を探すとき」などが挙げられている。さらに、外国人技能実習生や特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導結果からも、労働条件、安全衛生、割増賃金等をめぐる課題が確認されている。もっとも、これらの資料は、個々の外国人学習者が直ちに権利侵害を受けていることを示すものではない。しかし、外国人が生活・就労の中で、情報を理解し、確認し、記録し、相談につながるための日本語を必要とする社会的背景を示す資料として重要である。

外国人は、もはや一時的な滞在者としてのみ捉えることはできない。地域で生活し、学校で学び、職場で働き、医療機関を利用し、住宅を借り、家族を形成し、地域社会の中で日常を営む存在である。

このような状況において、「生活のための日本語」の重要性はますます高まっている。実際、文化庁の「生活 Can do」は、国内に在住する外国人、すなわち「生活者としての外国人」が日常生活において日本語で行うことが想定される言語活動を例示したものとして整備されている。

しかし、外国人の生活は、たんに日常行為の連続ではない。生活の中には、権利義務が問題となる場面が数多く含まれている。

住居を借りることは、たんに「部屋を探す」ことではなく、契約条件、保証人、敷金・礼金、退去時の原状回復、差別的取扱いなどの問題を含む。働くことは、たんに「職場で指示を理解すること」ではなく、労働条件、賃金、休憩、残業、安全衛生、ハラスメントなどの問題を含む。

学校で学ぶことについても、たんに「授業を受ける」ことだけに尽きるわけではない。たとえば、信仰上の理由により特定の授業への参加が困難な場合〔注3〕、文化的・宗教的背景への配慮が必要な場合、差別的な言動やハラスメントを受けた場合など、学校生活の中でも学習者の権利・利益や必要な配慮が問題となることがある。

したがって、学校生活においても、何が問題になっているのかを整理し、理由を確認し、自分の状況を説明し、必要な場合には配慮を求め、相談窓口や専門的支援につながるための日本語が必要となる。

「生活のための日本語」は、生活場面における言語行動を扱う重要な枠組みである。しかし、そこに「権利義務を理解し、必要な場合には自分の権利を適切に主張し、専門的支援につながる」と

いう視点を明示的に加えることで、日本語教育は、外国人が日本社会の中で自らの生活と尊厳を守るためのより実質的な力を支えるものとなる。

既存の生活 Can do は、生活場面で必要な手続きややり取りを遂行する力を示す点で重要である。しかし、不利益を受け得る場面で、説明を求める、判断を保留する、事実を記録する、相談先につながるといった方略的行動は、必ずしも十分に焦点化されているわけではない。「権利のための日本語」は、このような権利保持に関わる方略的行動を、日本語教育の目標として明示的に位置づけようとするものである。

本稿が提案する「権利のための日本語」は、「生活のための日本語」と対立するものではない。むしろ、生活日本語、就労日本語、留学のための日本語、やさしい日本語などを横断し、それらを補完する視点である。

3 権利は自然に守られるものではない

「権利」という言葉は、しばしば制度や法律の中に存在するものとして理解される。

たしかに、憲法、法律、条例、契約、就業規則、学校規則などは、権利義務を定める重要な根拠である。しかし、権利は、たんに制度上存在しているだけで、当然に守られるものではない。

この点を考えるうえで示唆的なのが、ルドルフ・フォン・イエーリングの『権利のための闘争』(Der Kampf um's Recht) である。[注1]

イエーリングは、権利を、たんに制度として存在していれば足りるものではなく、不正や侵害に対して保持され、実現されるべきものとして論じた。すなわち、権利は、受動的に与えられるだけのものではなく、具体的な場面において、その保持のための行為を必要とする。

もっとも、本稿は、同書の「闘争」を、攻撃的な対立や一方的な要求として理解するものではない。権利を保持するためには、自分に関係する権利義務を知る必要がある。必要な情報を得る必要がある。相手に確認する必要がある。理由を尋ねる必要がある。納得できない場合には、自分の状況や考えを説明する必要がある。必要な場合には、自分の権利を適切に主張する必要がある。さらに、本人だけでは解決できない場合には、相談窓口、支援団体、専門家、行政機関などにつながる必要がある。

しかし、日本語能力や制度理解が十分でない外国人は、このような行為を行おうとしても、十分な言語的手段を持たない状態に置かれやすい。

契約書を読めない。給与明細の意味が分からない。通知文の重要性に気づけない。相手に理由を確認できない。相談先を探せない。自分の状況を説明できない。証拠となる資料を整理できない。自分では判断できないので専門家に相談したい、と伝えることができない。

このような状態では、権利を持っていても、それを現実に保持することは難しくなる。

ここで重要なのは、外国人本人に「もっと努力すべきだ」と求めることではない。権利を保持するための行為が現実的に可能になるためには、その行為を支える言語的手段、制度的支援、周囲の理解が必要である。

「権利のための日本語」は、まさにこの点に関わる。

それは、外国人に対して自己責任として権利主張を求める日本語ではない。権利を保持するための行為が現実的に可能となるように、情報理解、確認、相談、対話、正当な権利主張、専門的支援への接続を支える日本語である。

4 「権利のための日本語」の暫定的定義

本稿では、「権利のための日本語」を次のように定義する。

「権利のための日本語」とは、外国人学習者が日本社会で生活し、学び、働く中で、自他の権利義務を理解し、自他を尊重しながら必要な確認・相談・対話を行い、必要な場合には自分の権利を適切に主張し、対話だけでは解決できない場合には法的保護や専門的支援につながるための日本語である。

この定義には、少なくとも3つの要素が含まれる。

第一に、自他の権利義務を知るための日本語である。

これは、制度や法律の専門知識を網羅的に学ぶことを意味しない。むしろ、自分の生活に関係する範囲で、どのようなルールや権利義務が問題となり得るのかを知るための日本語である。たとえば、雇用契約書、給与明細、学校からの通知、住居契約、医療機関の説明、行政機関の案内、相談窓口の情報などを読み取り、自分に関係する情報を把握する力である。

第二に、自他を尊重しながら、自分の権利を適切に主張し、必要なことを伝えるための日本語である。

ここでいう権利主張は、相手を攻撃することでも、一方的に要求することでもない。自分と相手の権利義務を理解したうえで、自分の状況、困っていること、確認したいこと、必要な配慮や支援を、相手を尊重しながら伝えることである。

第三に、対話だけでは解決できない場合に、法的保護や専門的支援につながるための日本語である。

すべての問題が当事者間の対話だけで解決するわけではない。労働条件、賃金、契約、住居、医療、在留手続、ハラスメント、差別などの問題では、相談窓口、行政機関、支援団体、弁護士、行政書士、社会保険労務士などの専門家につながる必要がある場合もある。そのためには、何が起きたのかを説明し、資料を示し、相談の目的を伝え、必要な支援を求める日本語が必要となる。

なお、これらの3要素を実際の場面で機能させるためには、保留・退避の方略と記録化の力も重要である。

保留・退避の方略とは、相手から即答、同意、署名、返答を求められた場合に、その場で不用意に判断せず、「確認してから返答したい」「学校や支援者に相談してから答えない」「専門家に確認したい」と伝え、安全に判断を保留するための言語的方略である。これは、対話を拒否するためのものではなく、不利な状況で不用意に同意したり、孤立したまま判断したりすることを避けるための権利保持の方略である。

また、記録化とは、何が、いつ、どこで、誰との間で起きたのか、どのような説明を受け、何に困っているのかを、後で相談できる形で整理することである。これは必ずしも最初から日本語で行う必要はない。学習者の日本語レベルや状況によっては、母語で記録し、必要に応じて日本語で説明できるように整理することも重要である。

このように、「権利のための日本語」は、相手に何かを伝えるための日本語だけではなく、判断を保留する日本語、危険な状況からいったん距離を取る日本語、事実を記録し、相談につながる日本語も含む。

以上の3要素を踏まえると、「権利のための日本語」は、たんなる法律日本語ではない。また、たんなる生活日本語でもない。さらに、たんなる会話技術でもない。

それは、外国人が日本社会の中で、自他の権利義務を理解し、自分の生活と尊厳を守り、他者と対等に関わり、必要な支援につながるための日本語である。

5 「権利主張」をどう位置づけるか

「権利のための日本語」という概念を提示する際、避けて通れないのが「権利主張」という言葉である。

日本社会では、「権利を主張する」という表現が、しばしば否定的に受け止められることがある。権利主張は、わがまま、自己中心的、対立的、クレーム的な態度と結びつけて理解されることもある。

そのため、日本語教育や外国人支援の文脈では、「権利主張」という言葉を避け、「確認」「相談」「対話」「説明を求める」「支援につながる」といった表現に置き換えた方が、誤解が少ない場合もある。

しかし、「権利主張」という言葉を完全に隠してしまうことにも問題がある。

権利は、自然に守られるものではない。正当な権利主張は、自己の権利を保持するために必要な行為である。賃金が支払われていないとき、契約内容と違う働き方を求められたとき、差別的な扱いを受けたとき、医療や学校生活で十分な説明を受けられないとき、本人が何も言えなければ、不利益はそのまま固定されてしまう可能性がある。

したがって、「権利のための日本語」においては、権利主張を隠すのではなく、誤解されない形で正面から位置づける必要がある。

重要なのは、「権利を主張する」ことを、相手を攻撃する行為としてではなく、自他を尊重した正当な行為として整理することである。

正当な権利主張とは、自分の権利だけを一方的に押し通すことではない。自分と相手の権利義務を理解し、相手の立場にも配慮しながら、自分の状況、困っていること、確認したいこと、必要な対応を言葉にすることである。

つまり、「権利のための日本語」における権利主張は、対立を目的とするものではない。むしろ、対話を成立させるために必要な言語行為である。

もちろん、相手との関係性や場面によって、直接的な表現が適切でない場合もある。雇用主、学校、行政機関、医療機関、大家、支援者など、相手との力関係によって、表現の仕方は変わる。日本語教育では、「権利を主張しよう」と教えるだけでなく、場面、相手、関係性、リスク、相談先を踏まえた表現選択を扱う必要がある。

この意味で、「権利のための日本語」は、たんなるフレーズ集ではない。権利主張を含む社会的行為を、状況に応じて適切に遂行するための日本語教育である。

6 アサーションとの関係

「権利のための日本語」は、アサーションの考え方と深く関係する。

アサーションは、一般に、自分も相手も尊重しながら、自分の考え、気持ち、必要なことを率直に表現するコミュニケーションとして説明される。

今日の日本では、アサーションは主として「自分も相手も尊重する自己表現」や「対人コミュニケーションの方法」として紹介されることが多い。もっとも、その歴史的背景を見ると、米国では、個人の対人関係上の自己表現技法にとどまらず、平等、人権、女性解放運動、マイノリティの権利主張など、社会的に声を上げることとも関わりながら展開してきた側面がある。[注2]

この点は、「権利のための日本語」を考えるうえで示唆的である。ただし、本稿は、米国におけるアサーションの社会運動的文脈をそのまま日本語教育に移植しようとするものではない。日本における自他尊重の自己表現という理解を踏まえつつ、外国人学習者が日本社会で自他の権利義務を理解し、必要な確認・相談・対話・正当な権利主張を行うための日本語教育として再構成しようとするものである。

この考え方は、「権利のための日本語」にとって重要である。

なぜなら、「権利のための日本語」は、相手を責めたり、対立をあおったりするための日本語ではないからである。困ったときに黙って我慢するのでも、感情的に衝突するのでもなく、自分の状況を整理し、相手の立場にも配慮しながら、必要な確認・相談・対話を行うことが重要である。

正当な権利主張は、わがままや攻撃ではない。自分と相手を対等な存在として尊重しながら、必要なことを言葉にする行為である。この点で、アサーションは、「権利のための日本語」における中核的なコミュニケーション理論となり得る。

ただし、「権利のための日本語」は、アサーションそのものではない。

アサーションは、主として自己表現や対人コミュニケーションの理論として理解されることが多い。これに対し、「権利のための日本語」は、アサーションに加えて、権利義務の理解、情報へのアクセス、制度理解、記録化、相談先の選択、専門的支援や法的保護への接続を含む。

たとえば、ある外国人学習者が職場で不利益を受けた場合、アサーティブに自分の気持ちを伝える力は重要である。しかし、それだけでは十分でない。雇用契約書や給与明細を理解する力、労働条件を確認する力、学校や相談窓口相談する力、必要な資料を持参して説明する力、本人だけで対応することが危険な場合に専門家につながる力も必要である。

したがって、「権利のための日本語」において、アサーションは重要な基盤であるが、概念全体を包摂するものではない。

また、アサーションを扱う際には、自己責任化に注意する必要がある。

外国人が権利を主張できなかったから不利益を受けた、という理解は不適切である。権利を主張できない背景には、日本語能力の不足だけでなく、在留資格、雇用関係、学校や職場の力関係、文化的規範、制度理解の不足、相談先へのアクセス困難などがある。

「権利のための日本語」は、学習者に「もっと主張しなさい」と求める教育ではない。学習者が、必要な情報を理解し、相手を尊重しながら自分の状況を伝え、必要な場合には支援につながるができるようにする教育である。

7 language access と access to justice との関係

「権利のための日本語」は、language access および access to justice の観点とも関係する。

language access は、言語の壁によって行政、医療、教育、司法、福祉などのサービスにアクセスできない状態を解消しようとする考え方である。日本語が十分に分からないために、重要な情報を理解できない、手続きができない、説明を受けても内容が分からないという状況は、社会参加の障壁となる。

access to justice は、法的な権利や救済制度に実際にアクセスできることを重視する考え方である。法律上の権利が存在していても、その内容を知らない、相談先を知らない、手続きが分からない、費用や言語の壁がある、証拠を整理できないという場合には、権利は現実には行使されにくい。

「権利のための日本語」は、この2つの観定の接点に位置づけることができる。

この点については、米国司法省の Language Access Plan や OECD による access to justice / people-centred justice に関する議論も参照できる。 [注4]

外国人が日本社会で不利益を受けた場合、まず必要になるのは、自分に関係する情報を理解することである。通知、契約書、給与明細、学校からの連絡、行政文書、相談窓口の案内などを理解できなければ、問題の所在を把握することが難しい。

次に必要になるのは、状況を説明し、相談することである。何が起きたのか、いつ起きたのか、誰との間で起きたのか、どの資料があるのか、何に困っているのか、何を希望しているのかを説明できなければ、支援につながる事が難しい。

このとき重要になるのが、記録化である。法的支援や専門的支援につながる場面では、本人の感覚や不満だけでなく、具体的な事実経過を整理して伝えることが求められる。いつ、どこで、誰が、何を言ったのか。どのような書類、メッセージ、給与明細、通知文、写真、録音、メモがあるのか。何に困っていて、何を確認したいのか。こうした情報を整理できることは、権利救済へのアクセスにとって重要である。

もっとも、記録化は、学習者に過度な負担を課すものであってはならない。初期段階では、母語で事実をメモすること、日付や相手の名前を残すこと、関係する書類やメッセージを捨てずに保存することから始めればよい。日本語教育の役割は、学習者がそうした記録を、必要な場面で日本語により相談先へ伝えられるよう支えることである。

さらに必要になるのは、適切な支援先につながる事である。学校、行政機関、労働基準監督署、相談窓口、支援団体、弁護士、行政書士、社会保険労務士など、場面に応じて相談先は異なる。どこに相談すればよいかを尋ねる日本語、自分では判断できないので専門家に確認したいと伝える日本語、通訳や第三者の同席を求める日本語も必要となる。

このように、「権利のための日本語」は、たんに日本語で会話する力ではない。言語的アクセスを通じて、権利救済へのアクセスを可能にするための日本語である。

したがって、「権利のための日本語」を教育実践に落とし込む際には、法律知識の網羅的教授に傾きすぎないことが重要である。日本語教育が担うべき中心は、法的判断そのものではなく、学習者が不利益を受け得る場面で、理解し、確認し、保留し、記録し、相談につながるための日本語能力を育てることである。

8 法学の専門日本語教育との違い

「権利のための日本語」は、法に関わる日本語を扱う点で、法学の専門日本語教育と重なる部分を持つ。しかし、両者は、目的、対象者、扱う日本語、到達目標において大きく異なる。

法学の専門日本語教育は、主として、法学を専門的に学ぶ学習者を対象に、条文、判例、法律文献、講義、法律論文、法的論証などを理解し、専門的に論じるための日本語を扱う。そこでは、憲法、民法、刑法、行政法、労働法などの法概念を理解し、法的な根拠に基づいて説明・分析・議論する力が重視される。

これに対し、「権利のための日本語」は、法律専門家を目指す学習者を主たる対象とするものではない。対象となるのは、日本社会で生活し、学び、働く中で、契約、学校生活、労働条件、住居、医療、行政手続、消費者トラブル、差別、ハラスメントなどに直面し得る外国人学習者である。

また、法学の専門日本語教育では、権利能力、意思表示、契約自由の原則、不法行為、行政処分、違法性、司法審査など、法学上の専門概念を正確に理解し、運用する力が求められる。これに対し、「権利のための日本語」では、これらの専門概念を体系的に学ぶことよりも、学習者が自分に関係する範囲で、何を確認すべきか、どこに相談できるか、どの資料を保存すべきか、どのように自分の状況を説明するかを扱う。

たとえば、法学の専門日本語教育では、契約書や判例は法的分析の対象として読まれる。これに対し、「権利のための日本語」では、契約書、通知文、給与明細、学校規則、行政文書などは、自分の生活・学習・就労に関わる情報を読み取り、不明点を確認し、必要な場合には相談につながるための資料として扱われる。

もっとも、両者は無関係ではない。「権利のための日本語」においても、契約、労働条件、在留、行政手続、学校規則、消費者保護など、一定の制度的語彙や法的背景を扱う必要がある。しかし、その目的は、学習者を法律の専門家にするのではなく、法的保護や専門的支援につながる前段階で、学習者が自らの状況を把握し、必要な情報を確認し、自他を尊重しながら相談・対話を行うことを可能にすることにある。

この意味で、「権利のための日本語」は、法学の専門日本語教育の下位分野というより、生活日本語、就労日本語、留學生活の日本語、法教育、アサーション、多文化共生、language access、access to justice を横断する実践的な日本語教育領域として位置づける方が適切である。

したがって、「権利のための日本語」は、法を専門的に論じるための日本語ではなく、法律専門家ではない学習者が、自分に関係する情報を理解し、分からない点を確認し、その場で不用意に同意・署名・返答をせず、事実を記録し、必要に応じて相談窓口や専門家につながるための日本語である。

9 日本語教育における位置づけ

令和6年4月から、認定日本語教育機関制度が始まった。この制度では、日本語教育機関の認定は、「留学」「就労」「生活」という日本語学習の目的に応じた3つの分野ごとに行われる。

この制度的整理は、日本語教育が学習目的や社会参加の場面に応じて設計されるべきことを示している。

しかし、実際の生活において、留学、就労、生活は明確に切り離されるわけではない。留学生であってもアルバイトをする。就労者であっても地域で生活する。生活者であっても学校、病院、職場、役所、住宅契約など、さまざまな場面で日本語を使う。

そのため、「権利のための日本語」は、特定の分野に限定されるものではなく、留学、就労、生活を横断する視点として位置づけることができる。

留学分野では、学校生活そのものを直ちに一般市民社会における権利義務問題として整理できるわけではない。しかし、信仰上・文化的背景への配慮、差別的な言動やハラスメント、退学・停学等の重大な不利益処分、学費の支払いや返金をめぐる説明、アルバイトと在留管理・労働条件との

関係、相談体制へのアクセスなど、学習者の権利・利益や必要な支援が問題となる場面は存在する。

就労分野では、雇用契約、労働条件、賃金、残業、休憩、休日、安全衛生、社会保険、ハラスメント、退職、転職などが問題となり得る。

生活分野では、住居契約、医療、行政手続、税金、社会保険、災害、地域生活、消費者トラブル、差別的取扱いなどが問題となり得る。

これらの場面に共通するのは、情報を得る、内容を理解する、自分に関係するか確認する、理由を尋ねる、自分の状況を説明する、必要な場合には自分の権利を適切に主張する、相談先につながる、という言語行動である。

この意味で、「権利のための日本語」は、「日本語教育の参照枠」や Can do に基づく教育設計とも親和性がある。

ただし、「権利のための日本語」の Can do を考える場合には、たんに「言える」「読める」「書ける」だけでは不十分である。そこには、場面、相手、力関係、リスク、支援先、記録化、専門家への接続といった要素が含まれる必要がある。

たとえば、次のような Can do が考えられる。

- 自分に関係する契約書や通知文を読み、重要な情報や不明点を見つけることができる。
- 給与明細や労働条件通知書について、分からない点を相手に確認することができる。
- 学校や職場で困ったことが起きたとき、事実と自分の希望を整理して相談することができる。
- 相手の説明に納得できない場合、相手を責めずに理由や根拠を確認することができる。
- 自分だけで判断することが難しい場合、相談機関や専門家に確認したいと伝えることができる。

これらは、たんなる言語形式ではなく、社会的行為としての日本語使用を記述するものである。

10 教育実践への展開可能性

「権利のための日本語」は、独立した科目として設計することも、既存科目の中に横断的な視点として取り入れることもできる。

独立科目として設計する場合には、たとえば次のような領域が考えられる。

- 第一に、権利義務と相談の基礎である。権利、義務、契約、同意、説明、相談、記録、証拠、専門家といった基本概念を、学習者の日本語レベルに応じて扱う。
- 第二に、学校生活における権利・利益と相談である。信仰上の理由により特定の授業への参加が困難な場合、文化的・宗教的背景への配慮が必要な場合、差別的な言動やハラスメントを受けた場合、重大な処分や支援体制が問題となる場合などを扱う。
- 第三に、労働における権利と相談である。雇用契約、給与明細、残業、休憩、休日、安全衛生、社会保険、退職、転職、ハラスメントなどを扱う。
- 第四に、生活における権利と相談である。住居、医療、行政手続、税金、社会保険、消費者契約、災害、地域生活などを扱う。

- 第五に、差別・排外的言説・ハラスメントへの対応である。差別的な取扱いや不適切な発言を受けたときに、感情的に対立するのではなく、事実を整理し、相談し、必要な支援につながる方法を扱う。
- 第六に、専門的支援への接続である。どこに相談できるか、どのような資料を準備するか、相談の際に何を説明するか、通訳や第三者の同席をどのように求めるかを扱う。

授業方法としては、読む活動、聞く活動、話す活動（やりとり）、話す活動（発表）、書く活動を組み合わせることが考えられる。

読む活動では、通知文、契約書、給与明細、相談窓口の案内、学校規則、行政文書などを扱う。

聞く活動では、学校、職場、病院、役所、相談窓口などでの説明を聞き、重要な情報や不明点を整理する活動を行う。

話す活動（やりとり）では、相手に確認する、理由を尋ねる、自分の状況を説明する、相談する、返答を保留する、第三者に相談したいと伝えるなどのロールプレイを行う。特に、相手からその場で同意、署名、返答を求められた場合に、「確認してから返答したい」「自分だけでは判断できないので相談したい」「専門家に確認したい」と伝え、判断を保留する練習は、権利保持のための重要な活動となる。

話す活動（発表）では、ある事例について、何が問題か、どこに相談できるか、どのような対応が考えられるかを整理して発表する。

書く活動では、相談メモ、事実経過のメモ、質問リスト、メール文、相談フォームの下書きなどを扱う。特に、権利保持の観点からは、出来事を記録する活動が重要である。たとえば、いつ、どこで、誰から、どのような説明や対応を受けたのか、自分は何に困っているのか、何を確認したいのかを、母語または日本語で整理する活動が考えられる。

この場合、最初から正確な日本語で書くことを求める必要はない。学習者が自分の状況を失わずに記録し、必要に応じて日本語で説明できるようにすることが重要である。したがって、母語でのメモ、日本語でのキーワード整理、相談時に使う短い日本語文の作成などを段階的に組み合わせることが考えられる。

母語による記録を認める場合でも、日本語教育上は、その記録そのものの内容の正確さを教師が評価するのではなく、相談時に必要となる情報を日本語のキーワードや短い説明文へ変換する過程を支援・評価することが考えられる。たとえば、「いつ」「どこで」「誰から」「何を言われたか」「何に困っているか」「何を確認したいか」といった項目を、母語で整理した後、日本語の語句や短文で表現できるようにすることが、権利のための日本語における記録化指導の一つの到達点となる。

評価については、たんに正しい表現を使えるかだけでなく、事実を整理できるか、相手に配慮しながら確認できるか、必要な相談先を選べるか、自分だけで判断すべきでない場面を認識できるか、といった観点を含める必要がある。

11 教育実践上の留意点

「権利のための日本語」を教育実践に取り入れる際には、いくつかの留意点がある。

第一に、自己責任化を避けることである。

「権利のための日本語」は、外国人に対して「自分で権利を主張できなければならない」と求めるものではない。権利を主張できない背景には、日本語能力の不足だけでなく、制度理解の不足、相手との力関係、在留資格の不安定さ、雇用関係、学校内での立場、文化的規範、相談先へのアクセス困難などがある。

したがって、不利益を受けた外国人に対して、「なぜ言わなかったのか」「なぜ相談しなかったのか」と責めることは適切でない。

むしろ、日本語教育機関、職場、行政機関、地域社会の側が、外国人が理解し、確認し、相談し、必要な支援につながる環境を整える必要がある。

第二に、対立助長を避けることである。

「権利のための日本語」は、相手と闘うための日本語ではない。もちろん、重大な権利侵害や違法行為がある場合には、法的手続や専門的支援が必要になることもある。しかし、教育の基本的な方向性は、対立をあおることではなく、事実を整理し、相手を尊重しながら確認し、必要な場合には適切な支援につながることである。

また、すべての場面で、その場で相手に直接主張することが適切とは限らない。悪質な雇用主、ハラスメントの加害者、強い力関係のある相手などに対しては、その場で対話を続けることが、かえって学習者を不利な立場に置く場合もある。そのような場合には、無理に対話を続けず、返答を保留し、安全な場所に移り、学校、相談窓口、支援者、専門家につながることを重要である。

したがって、「権利のための日本語」には、相手に直接主張する力だけでなく、その場で不用意に同意・署名・回答をしない力、確認してから返答すると伝える力、第三者に相談したいと伝える力、安全確保と相談接続のためにいったん退避する力も含まれる。

これは、権利主張を避けることではない。むしろ、不利な状況で孤立したまま判断せず、より適切な支援につながるための権利保持の方略である。

第三に、法学の専門日本語教育や法律専門教育と混同しないことである。

第8節で述べたように、「権利のための日本語」は、学習者に法律知識を網羅的に教えるものではない。日本語教師が法律相談を行うものでもない。日本語教育が担うべき中心は、学習者が必要な情報を理解し、質問し、相談し、支援につながるための言語能力を育てることである。個別具体的な法律判断が必要な場合には、適切な専門家や相談機関につなぐ必要がある。

第四に、他者の権利を尊重する視点を含めることである。

「権利のための日本語」は、自分の権利だけを主張する教育ではない。自分の権利を守ると同時に、相手の権利や立場も尊重することが重要である。自分の希望や不満を伝える際にも、相手への配慮、事実確認、冷静な表現、適切な相談先の選択が求められる。

第五に、学習者のレベルに応じた段階的な設計が必要である。

初級段階では、相談する、分からないと言う、もう一度説明してもらおう、先生や支援者に相談する、といった基本表現が中心になる。中級段階では、理由を確認する、自分の状況を説明する、書類の重要部分を読み取る、相談メモを書くといった活動が可能になる。中上級段階では、複数の資料を読み比べる、事実経過を整理する、相手の説明の根拠を確認する、自分の希望や不安を丁寧に伝えるといった活動が可能になる。

12 今後の課題

本稿は、「権利のための日本語」という概念を暫定的に提示するものであり、今後検討すべき課題は多い。

第一に、理論的整理の深化である。

本稿では、イェーリング『権利のための闘争』、アサーション、language access、access to justice、法学の専門日本語教育との違い、日本語教育の参照枠との関係を概観したにとどまる。今後は、これらの概念との関係をより精密に整理する必要がある。

第二に、Can do 記述の整備である。

「権利のための日本語」を教育実践に落とし込むためには、レベル別、場面別、技能別の Can do を整備する必要がある。特に、読む、聞く、話す、書くという言語活動だけでなく、計画、確認、相談、交渉、支援への接続といった方略的側面をどのように記述するかが課題となる。

第三に、教材開発である。

通知文、契約書、給与明細、相談窓口の案内、学校規則、医療説明書、行政文書などをどのように教材化するか。実際の文書の難しさをどの程度調整するか。法律的な正確性と日本語学習者への分かりやすさをどのように両立するかが課題となる。

第四に、評価方法の開発である。

「権利のための日本語」の評価では、たんに語彙や文法の正確さを見るだけでは不十分である。事実を整理できるか、相手に配慮しながら理由を確認できるか、必要な場合に相談先につながるか、自分だけで判断すべきでない場面を認識できるか、といった観点が必要である。

第五に、教育機関・支援機関・専門家との連携である。

「権利のための日本語」は、日本語教師だけで完結するものではない。行政機関、相談窓口、弁護士、行政書士、社会保険労務士、支援団体、学校職員、企業の労務担当者などとの連携が重要となる。

第六に、実践研究の蓄積である。

この概念が実際の授業でどのように機能するのか、学習者にどのような変化をもたらすのか、教員にどのような負担や課題が生じるのかについて、実践を通じた検証が必要である。

第七に、支援者・受け入れ側への展開である。

「権利のための日本語」は、外国人学習者だけに努力を求めるものではない。学習者が情報を理解し、確認し、相談し、必要な場合には自分の権利を適切に主張できるようにするためには、教育機関、職場、行政窓口、医療機関、地域の支援者など、受け入れ側の言語的配慮と環境整備も不可欠である。

たとえば、重要な説明を口頭だけで終わらせず書面やメッセージで残すこと、学習者が分からない点を確認しやすい雰囲気を作ること、相談先を明確に示すこと、通訳や第三者の同席を認めること、学習者の権利主張を「反抗」や「わがまま」と短絡的に捉えないことなどが求められる。

今後は、外国人学習者に対する「権利のための日本語」だけでなく、支援者・受け入れ側に求められる説明のあり方、確認の受け止め方、相談体制、やさしい日本語の活用などについても検討する必要がある。

13 おわりに

日本社会において、外国人はすでに地域社会、学校、職場、家庭、医療、行政手続など、さまざまな場面で日常を営んでいる。

その中で、日本語教育に求められる役割は、たんに日本語で意思疎通できるようにすることだけではない。

外国人学習者が、自分と他者の権利義務を理解し、必要な情報を得て、理由を確認し、自分の状況を説明し、必要な場合には自分の権利を適切に主張し、対話だけでは解決できない場合には専門的支援や法的保護につながるができるようにすることも、日本語教育が担い得る重要な公共的役割である。

「権利のための日本語」は、外国人に対して一方的に日本社会への適応を求めるものではない。

また、外国人に対して自己責任として権利主張を求めるものでもない。

それは、外国人が日本社会の中で、徒手空拳のまま不利益に直面するのではなく、必要な言葉と支援につながる手段を持ち、自他を尊重しながら、自分の生活と尊厳を守ることができるようにするための日本語教育である。そこには、相手に伝える力だけでなく、必要な情報を読み取る力、事実を記録する力、その場で不用意に同意しない力、判断を保留し、安全に相談先へつながる力も含まれる。

権利は、ただそこにあるだけでは十分に守られない。

しかし、権利を保持するための努力を、本人の努力だけに委ねることも適切ではない。

だからこそ、日本語教育は、権利を保持するための言語的条件を整える役割を果たすことができる。

本稿で提示した「権利のための日本語」は、まだ暫定的な試論である。今後、理論的検討、教材開発、Can do の整備、教育実践、評価方法の検討を通じて、さらに精緻化していく必要がある。

しかし、多文化共生社会を現実のものとするためには、外国人が日本語で生活できるだけでなく、日本語で自分の権利を理解し、保持し、必要な支援につながるができるようにする視点が不可欠である。

そのための日本語教育として、「権利のための日本語」という概念を、今後さらに深めていきたい。

注

[注1] Rudolf von Jhering, *Der Kampf um's Recht*, Wien: Manz, 1872. 同書は、権利の保持・実現には不正に対する主体的行為が必要であることを論じた法思想上の古典である。本稿は、同書を、外国人学習者が日本社会で自他の権利義務を理解し、必要な確認・相談・記録・支援接続を行うための日本語教育を構想する際の思想的手がかりとして参照する。

[注2] アサーションの歴史的背景については、Alberti and Emmons, *Your Perfect Right*、およびその邦訳である『自己主張トレーニング——アサーティブネス』を参照。同書では、アサーションが個人の対人関係だけでなく、平等や権利の問題とも関わるものとして論じられている。

[注3] 学校生活における信仰上の理由による授業参加困難については、最高裁判所第二小法廷平成8年3月8日判決（神戸高専剣道実技拒否事件）も参照。ただし、本稿は同判例の法的分析を目的とするものではなく、日本語教育上扱い得る場面例として参照するものである。

[注4] language access については U.S. Department of Justice (2023) を、access to justice / people-centred justice については OECD の Recommendation (2023) および Toolkit (2025) を参照。なお、米国司法省の 2023 年版 Language Access Plan は、language access の考え方を示す参照例として取り上げるものであり、米国における最新の政策状況を網羅的に説明するものではない。

生成 AI 利用について

本稿の作成にあたっては、論点整理、構成案の作成、文章表現の下書き、推敲案の作成に生成 AI を利用した。

ただし、本稿の問題意識、概念構成、出典確認、最終的な記述内容および公開責任は著者にある。

利用条件

本稿の著作権は著者に帰属します。引用・紹介にあたっては、著者名、表題、版数、公開日および掲載元を明示してください。無断での改変、全文転載、商用利用を禁じます。

掲載元：インターナショナル行政書士事務所ホームページ

引用・参照資料

Rudolf von Jhering, *Der Kampf um's Recht*, Wien: Manz, 1872.

最高裁判所第二小法廷判決平成8年3月8日・民集50巻3号469頁（神戸高専剣道実技拒否事件）

出入国在留管理庁「令和7年末現在における在留外国人数について」

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（令和7年10月末時点）」

出入国在留管理庁「令和7年度在留外国人に対する基礎調査結果概要資料」

厚生労働省「外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った令和6年の監督指導、送検等の状況」

文部科学省「認定日本語教育機関について」

文部科学省「認定日本語教育機関の認定申請等の手引き」（令和8年3月25日公開版、2026年6月15日閲覧）

文化庁「『日本語教育の参照枠』報告」（文化審議会国語分科会、令和3年10月12日）

文化庁「生活 Can do」関連資料

平木典子『三訂版 アサーション・トレーニング——さわやかな〈自己表現〉のために』日本・精神技術研究所発行、金子書房発売、2021年

ロバート・E・アルベルティ、マイケル・L・エモンズ『自己主張トレーニング——アサーティブネス』改訂新版、菅沼憲治・ジャレット純子訳、東京図書、2009年

Robert E. Alberti and Michael L. Emmons, *Your Perfect Right: Assertiveness and Equality in Your Life and Relationships*, 9th ed., Impact Publishers, 2008.

U.S. Department of Justice, *Language Access Plan*, 2023.

OECD, *Recommendation of the Council on Access to Justice and People-Centred Justice Systems*, 2023.

OECD, *Toolkit for Access to Justice and People-Centred Justice Systems*, 2025.

ウェブ上で参照した資料については、いずれも2026年6月15日閲覧。

関連資料

文化庁「『日本語教育の参照枠』活用のための手引」

Council of Europe, Language Support for Adult Refugees: A Council of Europe Toolkit.